

第5章 水防訓練・教育

第1節 水防訓練 《危機管理室、消防局警防課、各区地域起こし推進課、各消防署》

- 1 水防法第32条の2の規定による水防訓練は、次の訓練種目の中から、単独又は総合して毎年1回以上行う。
 - (1) 水防要員の非常招集訓練
 - (2) 有線又は無線を利用した情報連絡訓練
 - (3) 住民を対象とした避難訓練
 - (4) 水防資機材の緊急輸送又は水防工法の実技訓練
- 2 各局等及び各区の長は、前項の規定による訓練のほか、所属の水防要員に対して担当業務についての訓練を実施するよう努めなければならない。

第2節 水防教育 《各局等、各区》

各局等及び各区の長は、次のときは所属の水防要員に対して水防活動に必要な教育を実施する。

- 1 水防計画又はこれに基づく実施要綱等を制定又は改正したとき。
- 2 水防要員に異動があったとき。
- 3 その他関係部局の長が必要と認めたとき。